

# 始良市立山田小学校いじめ防止基本方針

平成26年度策定

平成30年度改訂

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「確かな学力とたくましい体力を身に付けた、心豊かな子」の育成を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「始良市立山田小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

平成30年3月、「始良市いじめ防止基本方針」を踏まえ、実施にあたっては学校・家庭、地域社会が連携して行う。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものを言う。

- 一見「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合も、あることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。
  - ① いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。※ 少なくとも3カ月を目安とする。
  - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
    - ・ 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により、確認する。

### (2) 基本認識

学校教育活動全体を通じ、以下の認識に基づいていじめの防止等に取り組む。

- ・ いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- ・ いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る。
- ・ いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。
- ・ いじめ問題に対しては、被害者の立場に立ち素早い対応をする。
- ・ いじめ問題に対しては、組織が一体となり未然防止・解決に取り組む。

### (3) 学校が児童に示す構え

#### 【学校が児童に示す4つの構え】

- ① 先生達は、いじめを絶対許しません。
- ② 先生達は、いじめられている子を必ず守ります。
- ③ いじめられている子は、一番話しやすい人に相談してください。  
先生達は、その日のうちに解決にあたることを約束します。
- ④ いじめを見て知らん顔している子は、いじめているのと同じです。  
この構えに基づき、学校は危機感をもって、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題の対処を行い、児童を守る。

### (4) 保護者の構え

- ・ 保護者は、保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識等の指導、思いやりの心の育成などに努める。
- ・ 保護者は、保護する児童がいじめを受けた場合には、学校に報告、情報提供し、連携・協力して保護する。
- ・ 保護者は、学校が講ずるいじめ未然防止のための取組に協力し、同一歩調で指導する。

## 2 いじめの未然防止のための取組

### (1) 魅力ある学級・学校づくり（確かな学力・伝え合う力・主体性の育成）

- ・ 全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるように教科指導を充実する。
- ・ 全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を作ることができるようによさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・ いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等においても適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。児童とともに、全ての教育活動の土台に込められた願いに立ち返って自ら行動できるように指導する。
- ・ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・ 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

### (2) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心と社会性の育成）

- ・ 様々な人と関わって社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との増え愛や幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動の充実を図る。  
そのために、保護者、地域との連携した指導を大切にし、地域ぐるみで児童の教育にあたる体制の強化と豊かな学習の創造に努める。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童一人一人の命を大切に作る心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。そのため、全校で異年齢集団での活動を重視し、保護者や地域と連携をした地域活動を含め、人とのつながりを大切に、他者を思いやる心と態度を育成する。

- ・ 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心を持って関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

### (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・ 教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - ①児童に自己存在感を与える
  - ②共感的な人間関係を育成する
  - ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗や中傷等の適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実します。
- ・ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童への指導を計画的に行ったり講師を招いて児童どうしでの話し合いを行ったりして保護者や地域の方も含めた交流会なども取り入れる。

## 3 いじめ早期発見のための措置

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての教職員が組織的に児童の様子を見守り、丁寧な日常観察を行って、児童の小さな変化を見逃さない体制を築き、早い段階から積極的、的確に関わる。

～子どもたちと共に過ごし、子どもたちの様子や変化を敏感に感じ取る～

### 《具体的ないじめの態様》

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる等
  - ・ 不快なあだ名をつけられ、しつこく言われる。
  - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
  - ・ 「消えろ」、「死ね」などと存在を否定される。
- 中間はずれ、集団による無視をされる等
  - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
  - ・ わざと会話しない。
  - ・ 席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等
  - ・ ぶつかるように通行する。通行中に足をかけられる。
  - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
  - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
  - ・ プロレスごっこ、ボクシングごっこ等と称して、暴力をふるう。
- 金品をたかられる等
  - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
  - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。

- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする等
    - ・ 靴を隠される。
    - ・ 持ち物を取られ，傷つけられる。
    - ・ ゴミ箱に捨てられる。
  - 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをさせたり，させられたりする等
    - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
    - ・ 人前で服を脱がされる
    - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
  - パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる等
    - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり，個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
    - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
    - ・ SNSのグループからわざと外される。
- ※ ささいな変化も見逃さず，気になることがあったら声をかける。その情報は共有し，組織的に判断し，対応していく。

### 【注意すべき事項】

- けがやその他の身体的変化□表情、情緒、言葉遣いの変化
- 成績の下降や忘れ物の増加□仲間関係の変化
- 教師の所在を確かめるような行為□服装の変化や乱れ
- 持ち物の紛失□理由が不明確な遅刻や早退
- 保健室、職員室、図書室等への頻繁な出入り□頻繁な独り言
- 集団の前では教師の近づきを避ける振る舞い

### ■ 特に配慮が必要な児童生徒 ■

- 発達障害を含む，生涯のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒，国際結婚の保護者をもつ児童生徒等
- 性同一性障害や性的傾向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒，原子力発電所事故により避難している児童生徒

(1) 日常の健康観察をとおして小さな変化も見逃さない

(2) アンケート調査等による的確な情報収集

- いじめアンケートの実施，実態把握
  - ・ 児童アンケート調査（4， 9， 1月）
  - ・ 保護者アンケート調査（7， 12， 2月）
  - ・ 携帯・ネット利用実態調査（5月）
  - ・ 定期的な教育相談の充実 毎月第4金曜日放課後  
児童教育相談（全児童6～7月）  
保護者教育相談（全保護者11～1月）

- 生活ノート，日記，連絡帳の活用

### (3) 相談体制・相談窓口の整備

- スクールカウンセラー，スクール相談員の活用
- 学級・学年担任以外にも，生徒指導主事，教育相談担当，養護教諭，サポーター等，窓口となる教職員の周知

### (4) 保護者・地域への積極的な情報提供依頼

- P T A総会，地区懇談会，学校運営協議会，学校だより，HPでの情報提供依頼

### (5) 関係機関との連携

- 教育委員会をはじめ，その他の機関からの情報活用，情報共有

## 4 「学校いじめ防止等対策推進会議」の設置

いじめ防止対策推進法第22条

学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・ いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。問題状況対策に応じて，必要な構成員で組織する。
  - 「学校いじめ防止等対策推進会議」（運営組織常設）
    - ・ 校長，教頭，生徒指導主事・教育相談主任，養護教諭，関係職員（いじめ不登校専門委員・総括生徒指導主事）
  - 同拡大委員会
    - ・ 学校職員：同上
    - ・ 学校職員外：保護者代表，スクールカウンセラー，民生児童委員，人権擁護委員，医師，弁護士

## 5 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織対応】

- ◎ 「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【対応の重点】

- いじめの兆候を把握したら，速やかに情報共有し，組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- いじめの事実が確認できたら，あるいはその疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ組織的に情報を収集し迅速に対応する。
- いじめに関する事実が認められた場合，教育委員会へ報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- 保護者との連携のもと，謝罪の指導を行う中で，いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め，自らの行為を反省することができるような指導に止める。

- いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しながら児童を守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発の防止に向けた中・長期的な取組を行う。

### 【大まかな対応順序】

- 1 いじめの訴え、情報、兆候の察知
- 2 管理職等への報告と対応方針の決定
- 3 事実確認の丁寧で確実な把握  
(保護者の協力を得ながら、複数の教員で組織的に、背景も十分に聞き取る)
- 4 いじめを受けた側の児童のケア(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- 5 いじめた側の児童への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
- 6 保護者への報告、指導についての協力依頼  
(いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む)
- 7 関係機関との連携(教育委員会、警察や子ども相談センター等)
- 8 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、「学校いじめ防止等対策推進会議」を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 2 教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 3 教務主任は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 5 生徒指導主事は、児童の情報を把握できる態勢を整え、校内外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめ認知受理票」「いじめ対応報告書」等の周知・集約・情報の共有を行う。
- 6 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 7 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 8 養護教諭は、いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。
- 9 スクールカウンセラーは、専門的な立場からアセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- 10 保護者は、家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
- 11 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。
- 12 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「学校いじめ防止等対策推進会議」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。(報告を行わない場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反)

## (2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては以下の対応を行う。

### 【主な対応】

- ・ 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 6 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ①いじめの早期発見の取組に関すること
  - ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 7 プライバシー保護、個人情報の取り扱い

- ・ 個人調査（アンケート等）を実施する場合、児童が記入する時に机を離すことや、調査用紙の回収にあたっては教師が児童一人一人から直接回収するなど、記入者のプライバシー保護に十分配慮する。
- ・ アンケートは6年間保存し、実態をさかのぼって調査することができるようにします。
- ・ いじめ事案が重大事態に発展した場合、調査結果は「重大事態」の調査組織においても、資料として重要となる。その保存と結果の扱いには十分配慮する。